

FIT に向けた米子空港を起点とする周遊コースの造成及び情報発信事業
委託仕様書

1 委託業務名

FIT に向けた米子空港を起点とする周遊コースの造成及び情報発信事業

2 目的

島根県には、海外からの直接的なゲートウェイがなく、本県を訪れる来訪者の約3割は、米子空港や広島空港など隣県の空港から訪日している。そのような状況下において、空港を起点とした二次交通の周知が課題となっている。

本課題の解決のため、米子空港を利用して訪日する個人旅行客を想定した、米子空港から島根県及び島根県内の移動手段を明記したモデルコースを造成するとともに、造成したモデルコースの情報発信を行う。

3 委託期間

契約日～令和8年1月16日

4 委託料上限

3,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務内容

(1) 情報発信の対象地域

韓国、台湾、香港

（公募時点において米子空港に直行便が就航している地域）

(2) 実施概要

① 二次交通を活用した個人旅行客向けモデルコースの作成

- ・米子空港を起点として、「バス、鉄道」を利用して県内の観光地を巡る個人旅行客向けモデルコースを2本以上作成すること。
- ・モデルコースについては、業務終了後に、各観光地名、移動手段及び観光地を撮影した画像を含めたデータを提出すること。

② KOL やメディアを招請したモデルコースの視察（取材）ツアー実施

各事業対象地域に対して影響力のあるKOLやメディアを招請し、上記モデルコースを基とした視察ツアーを実施。県内観光コンテンツの魅力を体験、取材してもらうこと。実施にあたり、取材地への撮影交渉等を行い、必要な場合は通訳を手配すること。

③ KOL やメディアによる情報発信

県への将来的な来訪を促すことを目的として、上記視察ツアーの取材内容を中心に、事業対象地域へ向けたKOLの情報発信を行うこと。情報発信に利用する媒体は各市場やKOLの特性を考慮し、広く情報発信を行えるものを選定すること（SNS、ブログやYouTube等を想定）。

※本情報発信に対しては、県もしくは県が指定する者が作成・運営するSNS等によりシェアを行う。

6 業務の目標値

- (1) モデルコースの種類
2本以上
- (2) メディアへの投稿回数
各地域ごとに2回以上
- (3) KOL 又はメディアによる情報発信の総リーチ数、またはこれに類する成果指標
600,000回
- (4) 獲得エンゲージメント数、またはこれに類する成果指標
12,000回 ※いいね、保存、コメントといったユーザーのリアクション総数

7 業務完了後の提出物

- (1) 実施報告書
プロモーション業務の実施内容、期間、効果測定等を記載した実施報告書を提出すること。
 - (2) モデルコース（2本以上）及びそれに付随する画像データ
 - ① 各観光地名に画像（視察時に撮影したもの）を添付し、移動手段を明記したモデルコースのデータ
 - ② モデルコースに使用した画像の元データ
- ※①②で提出のデータは県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、SNS 等その他、県が目的達成に効果的と認める媒体において、モデルコースについて発信する場合にのみ使用することとする。使用する際、テキストについては県にて多言語に翻訳することを前提とする。

8 著作権

- (1) 制作したモデルコース（画像、テキストを含む）の著作権については、島根県に帰属するものとする。ただし、委託業務とは無関係に受託者に帰属していた権利及び第三者に帰属する等の理由により委託者に帰属させることが困難な権利はこの限りではない。
- (2) 著作物に、第1項ただし書きに定める第三者に帰属する権利が含まれる場合、受託者は、委託者が著作物を利用できるよう、受託者と当該第三者との間で必要な権利関係の処理を行うものとする。

9 二次使用について

県が二次使用を希望した場合には、双方で別途協議し決定すること。

10 県との調整

受託者は、以下のとおり受託業務の実施にあたり、県との連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託後に、具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程、本委託事業の管理責任者等業務体制を記載した「実施計画書」を作成すること。

- (2) 業務期間中は、適切な業務が遂行されるよう、定期的に（月に1～2回程度）、進捗状況を含め関係者へ報告を行うこと（受託者を主催者とするオンライン形式も可）。業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 業務実施にあたり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して行うこと。
- (2) この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務内容及び処理、本事業に関連した内容について疑義が生じた場合、又は仕様書に記載のない事項については、県と協議し決定すること。

12 用語の定義

FIT：Foreign Independent Tour／Traveler の略。

パッケージツアー等を利用せず、個人で旅行手配を行うインバウンド旅行者を指す。

KOL：Key Opinion Leader の略。

海外旅行情報の発信に強みを持ち、誘客に影響力を持つ人物を指す。

【参考】島根県の観光情報に関するウェブサイト等

〈インバウンド向け〉

- SHIMANE JAPAN（英語） <https://www.kankou-shimane.com/en/>（※ほか6言語に対応）
- 島根県観光振興課 Facebook（英語） <https://www.facebook.com/discover.shimane/>
- 島根県観光振興課 Instagram（英語） <https://www.instagram.com/discover.shimane/>
- 島根県観光振興課 YouTube（英語） https://www.youtube.com/channel/UC88TKtc9z6460_RNfuHqig
- 島根県観光振興課 NAVER（韓国） <https://blog.naver.com/shimanekko>
- 島根県観光振興課 Facebook（台湾） <https://www.facebook.com/JieyuanzhidiShimane/>
- 島根県観光振興課 Facebook（香港） <https://www.facebook.com/visit.shimane.japan/>

〈国内向け〉

- しまね観光ナビ <https://www.kankou-shimane.com/>
- SHIMANE WELLNESS TRIP <https://www.kankou-shimane.com/wellness-trip/>
- ご縁の国しまね https://www.kankou-shimane.com/and_goen/
- 美肌県しまね <https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/>
- しまねの温泉 <https://www.kankou-shimane.com/spa/index>
<https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/onsen/>
- 体験・現地ツアー <https://www.kankou-shimane.com/experience>

- 日本遺産 <https://www.kankou-shimane.com/nihonisan-shimane/>
- 島根県観光振興課 Instagram <https://www.instagram.com/shimane.goen/>
- 島根県観光振興課 Facebook <https://ja-jp.facebook.com/shimanetourism/>
- 島根県観光振興課 Twitter https://twitter.com/shimaneken_pr